

## 1 データ、資料等

### 目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合

#### ＜目標設定の考え方＞

食生活は、基本的には個人の嗜好によるものであり、食生活の見直しは、強制されるものではなく、国民一人一人が主体的に毎日の食生活の見直しに取り組むことが重要である。

国民各層の理解と実践を促進させ、望ましい食生活の実現を図るために、食生活指針<sup>注4</sup>を実際の行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組合せやおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」の普及・活用等に重点的に取り組むことが必要である。また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与する。

「食事バランスガイド」は平成17年6月に策定・公表されたものであり、その普及により、それを参考に食生活を送っている人の割合を増やすことが必要であることから、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の増加を目標とし、平成20年度は22%、平成22年度は30%を目標値とする。

#### ＜目標値と実績値の推移＞

「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合

- ・目標値 22% (平成20年度)

#### 【参考】

これまでの調査によると、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合は、以下のとおりである。  
(単位：%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
目標値	15	18	22	26	30
実績値	7.8	10.6	18.0		
達成率	52%	59%	82%		

実施機関 : 農林水産省

(平成20年度は、(株) ジェイアール東日本企画が調査を実施)

(平成18～19年度は、(社) 農山漁村文化協会が調査を実施)

(平成17年度は、(財) 食生活情報サービスセンターが調査を実施)

調査対象 : 東京圏、近畿圏、地方圏の20～70歳の男女

抽出方法 : 平成17年度国勢調査の人口構成に合わせて、民間調査会社の調査モニターを対象地域ごとに年齢で層化し無作為抽出

調査方法 : 郵送配布：郵送回収

調査対象者 : 3,000人 (有効回答数2,330人)

調査期間 : 平成21年2月

質問内容等 : 『「食事バランスガイド」をご存知でしたか』と質問し、「内容を含め知っている」と回答した者に限定して、『あなたは食事や買い物の際、「食事バランスガイド」を参考にしていますか』と質問。『参考にしている』と回答したひとの合計が18%。

## 【参考データ】

### ○一般消費者の「食事バランスガイド」の認知度

(単位 : %)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
認知度	26.0	40.8	58.8	70.3		

※実施機関、調査対象等は、上記アンケート調査と同じ

質問内容等：『あなたは「食事バランスガイド」をご存知でしたか』と質問。『内容を含め知っている』が25.8%、『名前程度は聞いたことがある』が44.5%で合計が70.3%。

### <目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)のカの①に示すとおり。

#### (達成度合の計算方法)

$$\text{達成度合} (\%) = (\text{当該年度実績値}) \div (\text{当該年度目標値}) \times 100 (\%)$$

#### (本年度の達成度合)

$$82\% = 18.0 \div 22 \times 100$$

### 目標② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合

#### <目標設定の考え方>

教育ファームは、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要である。

このような教育ファームは、地域単位で計画を作成の上、単一の主体のみでなく、市町村、学校、農林漁業者等の異なる分野の関係者が連携して取り組むことで、より充実した活動を行うことができるとともに、参加者の食や農に関する理解が深まると考えられ、『食育推進基本計画』においても「市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合」を平成22年度までに60%以上とすることを目指すこととされている。

このため、この割合の増加を目標とすることとし、市町村等の関係者による計画の作成は関係者間の十分な調整が必要であり、時間を要するものであることから、

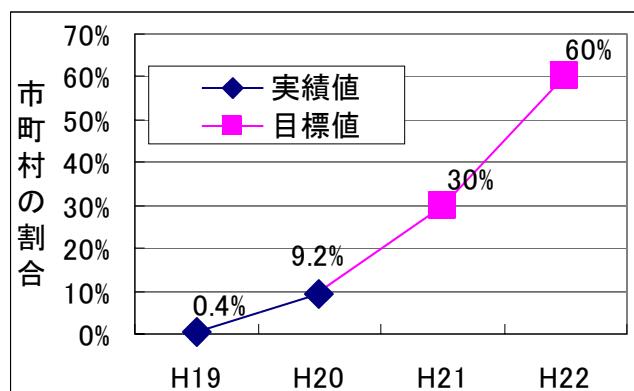
平成20年度は10%、平成21年度は30%、平成22年度は60%とすることを目標とする。

#### <目標値と実績値の推移>

市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合

(単位 : %)

	19年度	20年度	21年度	22年度
目標値	—	10	30	60
実績値	0.4	9.2		



実施機関 : 農林水産省消費・安全局

調査対象 : 平成20年11月1日現在の市区町村

調査方法 : 地方農政局による配布・回収

調査対象数 : 1,805市区町村 (回収数1,802市区町村)

調査時期 : 平成20年11月

<目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)のカの①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

$$\text{達成度合} (\%) = (\text{当該年度実績値}) \div (\text{当該年度目標値}) \times 100 (\%)$$

(本年度の達成度合)

$$92\% = 9.2 \div 10 \times 100$$

## 2 用語解説

**注1 食育**

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの。

**注2 食事バランスガイド**

平成17年6月に厚生労働省及び農林水産省によって決定されたもので、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、食事の望ましい組合せやおよその量をイラストを交えて分かりやすく示したもの。

**注3 教育ファーム**

「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいう。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上の期間を行うものとする。

対象作物としては、米、野菜、果実、農産物、魚介類、きのこなどとなるが、これらの作物と併せて、情操教育の観点より花きも推奨する。

**注4 食生活指針**

平成12年3月に文部省(当時)、厚生省(当時)及び農林水産省によって決定されたもので、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、食生活に関する10の指針を示したもの。

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>